

# かると

## 住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働します — 8月25日(月)スタート —

昨年8月に一次稼働した住民基本台帳ネットワークシステムが、8月25日(月)から本格稼働します。本格稼働によるサービスには、『住民基本台帳カード(以下『住基カード』)の交付』『住民票の写しの広域交付』『転入転出手続きの簡素化』があります。

### 住基カードの交付

希望する市民の方から申請を受けて交付します。住民票の写しの広域交付の申請や簡素化された転入転出手続きを希望される際は、このカードが必要となります(住民票の写しの広域交付申請は、住基カードがなくても、本人であることを確認できるものを提示したければ申請できます)。

住基カードは、写真無しと写真付きのいずれかを選択することができます。

また、希望により、カナ氏名

(11けた)と有効期限を点字エンボス加工します(カード作成まで数日かかります)。

点字エンボス加工は、目の不自由な方のために、カードの表面に凹凸をつけることをいいます。



住基カード(見本)

受付開始月日 8月25日(月)

場所 市民課、各支所

各支所で手続きをする場合、カードは翌日以降の交付となります。

手続きに必要な物 印鑑、4けたの暗証番号、本人確認ができる資料、写真付きカードを希望する方は無帽、正面、無背景で

6カ月以内に撮影した写真1枚(縦45ミリ、横35ミリ)

本人確認ができる資料は、官公署で発行し、本人の写真が張り付けまたは刷り込まれている証明書や許可証(パスポート、運転免許証、電気工事士免状、船員手帳、身体障害者手帳、海技免状、無線従事者免許証、戦傷病者手帳など)をいいます。  
手数料 500円

### 住民票の写しの広域交付

これまでは、居住する市町村でしか交付を受けられなかった住民票の写しが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、全国どこの市町村でも交付を受けることができるようになります。

住基カードまたは運転免許証など本人であることを確認できるものを提示していただければ、本人や同一世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられます。

別世帯の住民票の写しの交付は受けられません。

### 転入転出手続きの簡素化

住基カードの交付を受けている

方が、一定の事項を記入した転出届(付記転出届)を事前に住んでいた市町村へ郵送しておくだけで、直接市町村の窓口へ行く手続きは、引越先で行う転入届の一回だけで済ませることができます。

この場合、郵送した付記転出届が受け付けをして、処理されるまで数日かかります。

また、住基カードの交付を受けられていない方の転入転出手続きは、これまでどおりです。

### 登別市独自の利用として印鑑登録証明書の交付も

住基カードの交付を受けている方は、窓口で申請書を書くことなく、住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられます。

このサービスを希望される方は、別の申請が必要です。

印鑑登録証明書のサービスを申請される方は、印鑑登録証をお返ししていただくこととなります。

『登別市独自の利用』の申請は、住基カードをお渡しした翌日より行うことができます。

問い合わせ 市民課

( ☎ 85 1 8 5 5 )